

平成31年 予算特別委員会質疑（平成31年3月20日）

◆北山委員 ちとせの未来を創る会、北山でございます。

通告に従いまして、質疑を行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。
ます。

今回は、4年に1度の骨格予算ということでありまして、新年度の予算の細目はひとまず置いて、ふだん、なかなかお尋ねする機会がない地方債について、財源確保という観点から、本市の将来に向けた課題をまずお尋ねしたいと思えます。

大項目1、地方債について、予算書の14ページについてお伺いをいたします。

質疑につきましては、中項目に掲げた3点を念頭に、一括して続けてお伺いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

今回の質疑に当たりまして、私は、過去の予算書から地方債の推移を比較してみました。その中でも、臨時財政特例債、以下、臨財債と略させていただきますが、これが、近年、4%から5%ぐらいの割合で毎年度ふえ続けております。5年前と比較しますと、おおむね30%ぐらい伸びているという状況で、新年度も、当市は17億円を計上しております。

臨財債は、地方交付税の財源の確保に困窮した政府が、当初、平成13年度か

ら15年度までの3年間に限定して発行した特例債ということですが、その後、数度の更新が図られまして、現在まで継続しているというふうに伺っております。

臨財債の元利償還金につきましては、後年度に、全額、交付税に算入されるということで、一義的には、普通交付税の代替措置と受けとめられておりますし、総務省が開示を義務づけている各種財務諸表の債務総額からも除外されることから、私も100%担保される安全な債務という認識を持っておりました。

ところが、最近になって、臨財債についても自治体が債務者であることに変わりはなく、安易な発行は抑制すべきだという論調をいろいろな場面で多く耳にするようになってまいりました。

そこで、臨財債の実態について、まずお尋ねをしたいと思います。元利償還金が、全額、交付税に算入されて補填されているにもかかわらず、この総額が年々積み上がっていくという根本的な理由と、臨財債の制度について、当市では、これは、あくまでも交付税の一時立てかえという認識でおられるのか、それとも、赤字地方債なのだという認識を持たれているのか、そのあたりをわかりやすく御説明いただければと思います。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

臨時財政対策債に係る御質問であります。

地方交付税の仕組みから少しお話しさせていただきたいと思うのですが、基本的に、地方財政の根本は税であります。ただ、地域間の均衡をとるために、地方交付税制度があるということでもあります。

その財源につきましては、所得税、法人税の33.1%、酒税の50%、地方消費税の22.3%、それから、地方法人税の全額ということになっていますので、その財源が確保されれば、地方交付税の全国の方が賄えることになります。

ただ、その部分が賄えないということで、平成13年度から臨時財政対策債が発行されておりました。基本的には、普通交付税の振りかえ分ということになりますので、今、御質問がありましたが、我々の認識としては、赤字債ではなくて、交付税の振りかえ、交付税の一部だという認識でおります。

それから、なぜ、ふえるのかということでもありますけれども、交付税の財源が国税の一部であり、景気によりまして、国税、特に法人税とか所得税については増減することになります。減れば、その分、当然、財源がなくなりますので、それを何とか補填しなきゃいけません。

それと、国の税収が減れば、地方税のほうも減るという傾向になりますので、交付税として必要な額がふえ、財源が減るというダブルパンチになります。そういった面でも、臨時財政対策債によらなければいけない部分が、その時々々の景気状況によってはあるということでもあります。

その発行が継続しておりまして、償還については、3年据え置きの20年償還ということで、ずっと続いていくものでありますので、臨時財政対策債の残高がなかなか減っていかないというのが現状であります。

認識としましては、本来、地方交付税、現ナマでいただきたいのですが、それを、借りるという形で肩がわりしている部分もあります。できるだけ、地方交付税、現金でいただくというのが本来だろうと考えております。

もう一つ、臨時財政対策債は、毎年度、借り入れの限度額が示されます。必ずしも、全額借りなければいけないということではないのですが、一定程度は借りないと財源の補填になりませんので、その部分についても、できるだけ少なくしていく方向になっていけばよいと考えております。

以上です。

◆北山委員 大変詳しい説明、ありがとうございました。今の市の認識については理解をしました。

ことしの1月12日の日本経済新聞に出た記事なのですが、自治体の赤字債、最多更新「国の借金肩代わり」警戒という見出しで、臨財債は国の借金か地方の借金かがわかりにくい構図になっている上、交付税そのものが将来削減される可能性もあると書いてありました。

残高は都道府県が多いみたいですが、平成29年度の残高で最も大きかった

のが大阪府の2兆2,424億円で、愛知県など8自治体でも残高が1兆円を超えている、そういうふうに書かれております。平成29年度の地方交付税総額が1兆6,300億円ということですから、それに照らしてみると、交付税制度そのものを本当にこれからずっと維持、存続できるのかなという危機感をどうしても持ちます。

そこで、お尋ねをしますけれども、地方交付税制度を含む交付財源の持続可能性について、市ではどのようにお考えになっているのでしょうか。

◎佐々木総務部長 地方財政の根本の話になると思いますが、先ほども申し上げたとおり、地方財政の根本は税であります。その税を補完する制度として、地方交付税制度があるわけですが、その存続自体については、地方財政がある限り存続されていくのだらうと思います。

ただ、制度の内容がいろいろ変わったり仕組みが変わることは当然あると思いますが、それ自体を議論する立場ではないですし、それを前提とした財政運営をしていくというのが基本的な考え方だと思います。

◆北山委員 臨財債の制度自体については、従前、地方としては全く考えていなかったということもあるでしょうし、前にも私は質疑させていただきましたけど、トップランナー方式が急に入ってきたことなど、国のほうで、地方の考え方とは無関係に制度改革をどんどん進めてきたという経過もありますので、その

辺は警戒が必要なのかなと感じるところであります。

それで、次に、参考までに、平成29年度の決算ベースで結構なのですが、臨財債を純粋な市債とみなした場合、経常収支比率がどのぐらいの数字になるのか、教えていただきたいと思います。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

経常収支比率に係る御質問であります。

経常収支比率については、人件費、扶助費、公債費など、毎年度、経常的に支出される、特定の財源を持たない経常経費充当一般財源というのがありますが、それが、市税や普通交付税、地方譲与税などの経常的に収入される経常一般財源に占める割合ということになります。

それがどの程度かということではありますが、平成29年度の決算でいきますと、経常収支比率は91.9%になります。仮に、臨時財政対策債を除いた場合、それが6.4ポイント上昇して98.3%になるということでもあります。

以上です。

◆北山委員 今、臨財債を除いたら98.3%で、6.4ポイント上昇するということでした。100%になったら財政硬直化というふうに一般的には言われていますから、義務的経費といいますか、経常的経費だけで財政が目いっぱいになる状況に近づいているということが言えるかと思います。

これから大型の公共事業が続々と控えている中で、私なんかは、どうしても、
科技大と市民病院を立ち上げた後の財政健全化対策で大変苦しい思いをした当
時のことを思い出しますし、あれ以上の冬の時代が来るのじゃないかという心
配もちょっとしているところです。

それで、ここ数年の年度末地方債残高の推移を見ますと、臨財債が顕著に伸び
てはいるのですけれども、前年度対比では地方債発行総額は1を超えていない
ということで、私は、財政担当者が相当努力されているのだろうなと感じていま
す。その点については素直に敬意を表したいというふうに思っておりますが、実
質的な経常収支比率をこれ以上上げないように、これからもぜひ努力をお願い
したいと思います。

次の質問ですけれども、現在、子育て支援に力を入れております当市では、保
育所費を筆頭に、扶助費が、毎年度、増加の一途をたどっております。

また、先ほども申し上げましたが、今後、続々と控えている大型公共事業を実
際にやるとなりますと、起債が大幅にふえるのじゃないかと思込まれるところ
でして、今後の財政運営において資金不足が生じないのか、そういう不安がある
のです。

それで、いわゆる財調、財政調整基金や公共施設整備基金の蓄えについては、
現在の水準で十分というふうにお考えでしょうか。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

財政調整基金、公共施設整備基金の水準ということでございますが、現在、財政運営については、財政標準化計画に基づいて進めております。

その中で、財政調整基金、それから公共施設整備基金の目標額を設定しております。まして、平成32年度末の残高について、財政調整基金は30億円、公共施設整備基金は10億円を目標としております。

現在の残高であります。財政調整基金については31億2,000万円程度、それから、公共施設整備基金については7億3,000万円程度という形になっております。財政調整基金については、一定程度、目標を達成した状態ですが、公共施設整備基金については、まだ目標に達していないということになります。

今後の財政運営のことを委員はおっしゃいましたが、扶助費等の増嵩がありますので、その蓄えとして、財政調整基金については、一定程度の蓄えが必要だということになります。

それから、大型事業が控えておりました、その財源になるのが公共施設整備基金であります。その分についても、一定程度の財源を確保しておかなきゃいけないと思いますので、それをどうやってふやしていくか、それから、財源対策として、その他の基金も含めて、どうやっていくかというのは、次の財政標準化計画

の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

◆北山委員 わかりました。

当然、基金については、ある程度、バランスを持って積み上げていかないと、今後の予算執行に大きな影響が出てくると思いますので、そこはしっかりとケアしていただくことを期待申し上げます。

ただ、特に扶助費について、義務的経費に関しては仕方がないわけですが、市独自で上乘せをしている部分につきましては、きょうじゃなくて、決算審査の折にでもお尋ねしようかと思いますが、意図するところの結果がきちんと出ているのかどうか。

例えば子育て世代の人口流入数なんかは、人口ビジョンにも直結するデータになると思いますし、市税歳入の増加等について、見込みどおり上がっているのかとか、いろんな指標がとれると思いますので、そういったものをきちんと今の段階から押さえておいていただきたいなというふうに思います。

次の質疑に移ります。

これから、新たな人口ビジョンが示されることになると思うのですが、これまでたびたび議会で申し上げておりますように、仮に人口増を果たしたとしても、本当に市の歳入にダイレクトに反映されるのかどうかということは

全く未知数だと私は思っております。

今後の予算編成に関して、相当シビアな精度が要求されてくるというふうに考えております。その点も踏まえまして、これから出てくる次期総合計画とか、今現在あります公共施設等総合管理推進計画との整合性について、どのように図られるおつもりなのか、お尋ねしたいと思います。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

人口ビジョンとか公共施設等総合管理計画との整合性というお話でありますけれども、先ほど来、申し上げているとおり、例えば扶助費の増嵩とか大型事業ということで、財政運営について、決して楽観的な内容はないと言えます。

いずれにしても、例えば、人口の増、それから企業の立地等で、直接的な税収をふやしていくということもありますし、それが消費に結びついて、さらに経済が回っていくということもあると思います。

そういう意味で、人口のフレーム、それから、それに合わせた財政フレームの検証は非常に大事なことだと思いますので、それについては、先ほど申し上げましたが、財政標準化計画の見直しの中で、しっかり検証していきたいというふうに考えております。

以上です。

◆北山委員 まさに、今、総務部長がおっしゃったとおり、楽観視できないと私

も思っております。

今の御答弁を信じて、今後の推移を見守りたいというふうに思いますけれども、前提条件の一つでも崩れると、新たな公共施設整備の大義名分を失うばかりじゃなくて、将来の財政計画に大きな誤差を生じることにもなりますので、特に、下ぶれした場合のリスクについては、十分に加味して進めていただくように、最後をお願いを申し上げたいと思います。答弁は結構でございます。

続きまして、大項目2、指定管理者制度についてに移らせていただきます。

中項目の1点目、施設管理業務等委託料（指定管理）についてお伺いをいたします。

新年度は、霊園及び葬斎場、それから図書館、市民文化センター、市民ギャラリー、この4施設が指定管理者の更新時期を迎えます。

そこで、これらの施設の新たな指定管理者募集に当たっての疑問点をお尋ねしますとともに、指定管理者制度全体のあり方についても、この際ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

費目としては、まず、223ページ、4款1項4目の葬斎場管理運営業務経費のうち施設管理業務等委託料（指定管理）4,164万8,000円、それから、319ページ、10款5項5目の図書館施設管理経費、そして、321ページ、10款5項6目の市民文化センター・市民ギャラリー施設管理経費、この3つの

費目になると思います。

指定管理者制度につきましては、地方自治法の第244条第1項に定める公の施設に関して、民間事業者等が有するノウハウを活用して、コスト削減と住民サービスの向上を図っていくことを目的として、平成15年度に導入された制度であります。

ここで言う公の施設とは、住民の利用に供される施設であることが必要なため、公共施設であっても、住民の利用に供されない施設、そういう目的ではない施設の場合には、指定管理者に委任できないと聞いております。その点からいきますと、今、指定管理者制度を入れている市営牧場なんかは、ちょっと違うのじゃないかなという気もするのですが、きょうの質疑は、そのところが趣旨でございませぬので、答弁は求めません。

それで、新年度に指定管理者が公募される施設の、前回、平成26年度の応募状況を見ますと、霊園が現指定管理者の1者のみ、それから、葬祭場が2者、図書館が現指定管理者の1者のみ、市民文化センター・市民ギャラリーも同じく現指定管理者の1者のみというふうになっております。

そこで、指定管理者制度の最大のメリットでございます住民サービスの質の向上を図っていくためには、指定管理者の公募に際しまして、当然、複数の業者の参加によって競争性が発揮されることが望ましいと思います。

少なくとも、1者のみとならずに、複数の事業者が応募してくれる環境を整えるために、各部署では、どのような準備、取り組みをされているのか、それぞれ端的にお答えいただければと思います。

まず、葬祭場管理運営業務のほうからお伺いしてよろしいですか

◎鈴木市民環境部長 応募者増加に向けた取り組みという御質問でありますけれども、指定管理者の公募に当たりますとは、モニタリングの結果とか、アンケートの内容、それから社会経済情勢の変化などを仕様書や予算に反映することとしておりまして、このことが結果として事業者参入につながるものと捉えまして、そういうふうに取り組んでいるところでございます。

以上であります。

◆北山委員 続きまして、図書館と市民文化センターのほうについて、同じくお願いします。

◎澤田教育部長 図書館及び市民文化センター、市民ギャラリーですけれども、それぞれ、募集に当たりますとは、募集要項並びに仕様書で必要最低限の基準を定めております。その中で、余りハードルを上げない、必要以上に厳しくしないようにしております。施設運営上のこと、あるいは、市民サービスが低下しないようにということを念頭に置いて、最低限の基準を定めておりまして、それを踏まえた多くの募集を期待しているところでございます。

◆北山委員 先ほど、鈴木部長のほうから、モニタリング結果を注視するというお話がありましたけれども、まさに、2番目にお聞きしたいところがそこでございます。

市民ニーズに係る満足度をはかるために、全施設についてモニタリングを行っていると思います。

それで、この4つの施設の平成29年度の結果を見てみますと、例えば図書館であれば、貸出冊数が1万9,397冊減少して、貸出者数も3,891人減少しています。また、利用者の評価を見ますと、トイレを増設してほしいとか、売店やカフェを設置してほしいなどという意見もございますし、アンケートの中では、24%の利用者が、開館時間を早くしてほしいという回答を寄せております。

また、市民文化センターのアンケートの結果でも、42.6%の利用者が、利用料金が高いという回答をしております。

そこで、今、図書館と市民文化センターの話をしていきますので、教育部長から御答弁をいただきたいのですが、次期の指定管理者については、このような市民要望を満たすことができる事業者が当然望ましいわけで、それぞれの施設でのモニタリング結果を踏まえて、寄せられた要望や課題について、次の公募に際してどのように反映させるおつもりであるのか、そこをお聞かせください。

◎澤田教育部長 図書館及び市民文化センターにつきましてお答えいたします。

それぞれのモニタリング、利用者アンケートにおける個々の要望は、委員がただいまおっしゃったとおりであります。

ただ、全体といたしましては、例えば図書館であれば、とてもよい、よい、ふつうを合わせた肯定的な評価が、指定管理者のアンケートで85.8%、市のアンケートで86.4%となっております。

同じく、市民文化センターについては、指定管理者のアンケートで98.6%、市のアンケートで87.4%、市民ギャラリーについては、指定管理者のアンケートで87.5%、市のアンケートで86.1%となっております、いずれも、総合的な市民の満足度は一定程度高いものと認識しております。

一方、個々に応じて、寒いとか、開館時間を早めてほしいとかといった要望があることは承知しておりまして、その都度、対応できるものについては、指定管理者と協議する中で対応してまいりました。

ただ、例えば図書館の開館時間について、指定管理者の提案によって、今、条例で定めている時間よりも1時間遅くしている状況にはありますが、仮に、これを早めるというふうに仕様書に入れた場合には、金額を変えない限り、その分、指定管理者の負担が増しますし、指定管理料を上げると、費用が増します。

そういった中で、どうやったら、少ない費用で、市民サービスを低下させず、多くの市民の方の要望に答えていくかということについては、対応してまいり

ますが、現在のところ、個々の要望に対して、募集要項や仕様書の改定等を行うことは予定しておりません。

◆北山委員 わかりました。今、そういうお考えということですね。

指定管理者の更新を重ねるごとに応募者が減っていくという傾向は、当市だけじゃなくて、全国的に起きている状況のようです。やはり、何回も更新を重ねていきますと、現にやっている指定管理者がノウハウを相当持つことになるので、同じ土俵で勝負するといっても、新規の参入事業者にとっては非常にハードルが高い、そういうことが現実にあると聞いております。

それで、最近なのですけれども、応募者をふやすことを念頭に、サウンディング型市場調査というのをやっている自治体がふえてきていると聞いております。

このサウンディング型市場調査は、指定管理者の公募の前に、民間事業者等から、広く意見、提案を求めて、市場性の有無とか民間が持つアイデア等を把握するために実施するということです。ちょうど今、国のほうで、新千歳空港の民営化で同じような手法がとられていますけれども、そういったものを現実に取り入れている地方自治体がふえてきているということでもあります。

その効果としましては、手を挙げてくれるのじゃないかなという事業者に、こちらのほうから声がけをすると、私の会社ではこういうことができるというアイデアや提案がちらっと出てきて、募集要項の中に、いろんな業者のアイデアを

ちりばめることによって、募集要項を見たら私たちが言った意見が入っている
ので、これはもしかしたら芽があるかもしれない、手を挙げてみようかなと思う、
そういう誘因効果があると聞いております。

こういう手法を、新年度の公募に取り入れるようなお考えはないのか、それぞ
れお伺いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

指定管理者の募集に関して事務局をやっておりますので、総務部から答弁し
たいと思いますが、今、委員がおっしゃったとおり、指定管理者の応募について
は1者のみというのがふえているのは事実であります。

そういうこともありまして、できるだけ応募しやすい環境を整えるために、例
えば公募の期間について、今まで1カ月だったものを2カ月に延長するとか、民
間の指定管理者の応募サイトに掲載をしていただくとか、説明会を複数回やる
など、いろんな取り組みをしているのですが、なかなか複数は来ないというこ
とがあります。

それで、御質問がありましたサウンディング型の市場調査ではありますが、これ
につきましては、例えば新たに指定管理者もしくは何かの公募をする際に、その
前提条件を調べるという意味では一定程度の効果があると考えております。

ただ、現段階においては、新たな施設の指定管理者をこれからさらに追加する

予定はございませんし、ほとんどの指定管理施設が2巡目、3巡目となっておりますので、そういう意味で、サウンディング型調査がどれだけ効果があるのかというのは検証しなければならないと思います。

それから、ほかの例を見ますと、サウンディング型調査自体に2カ月ぐらいかかっておりまして、サウンディング型調査で2カ月、さらに応募で2カ月となりますと、相当な期間がかかりますし、事業者にとどの程度負担がかかるのかということもありますので、そこら辺はよく研究してみたいなと考えております。

以上です。

◆北山委員 確かに、新年度については、公募時期に間に合うかどうかということはあるのですけれども、実際、そういう形で、新規の事業者に手を挙げていただくための取り組みをしている自治体があるということですから、ぜひ、前向きに御検討いただきたいなと思います。

それで、次の質問は、指定管理者制度全般にかかわることだと思うのですが、現状を見ますと、新年度に公募する施設だけではなくて、今、指定管理を行っている17施設のうちの16施設が、前回と同じ事業者に委任されているという実態があります。しかも、17施設のうち11施設は、前回の公募時に1者しか応募がなく、事実上の1者随意契約という形になっています。

大変うがった見方をしますと、指定管理者制度を利用した作為的な随契の手

法になっているのじゃないかなというふうに、はたから見ようと思えば見えるわけですけれども、新年度以降の公募に際して、こういう疑念を持たれることがないように、現在の指定管理者制度における選定方法と運用の抜本的な改善が必要なんじゃないかと私は感じるのですが、そここのところの御意見をいただけますか。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

指定管理者の公募のことですが、確かに、2巡目、3巡目になりますと、新規参入ができづらくなるというのは、一つの事実であると思います。

ただ、例えば競争性の部分については、結果的に1者になることもあるのですが、その会社は、1者ということを前提に応募してきておりません。サービスの面とか費用の面については、十分精査をして、競争になったら勝てるような内容で応募してきているというのが実態であります。

それから、選定に当たりますとは、選定委員会がございまして、外部の先生も入った状態で審査をしております。その中のプレゼンテーション、それから評価等においては、結構厳しい御意見もありまして、1者であっても、点数が50%未満であれば選定されないということはあります。

そういう審査も受けるということを考えますと、応募者はそれなりの対応で応募しているということでありまして、結果として1者ということが多いのは

事実でありますけれども、現状の制度のままでいきたいと思います。例えば配点を変えるとか、少し条件を変えるなど、常に見直しをして、工夫していきたいと思いますけれども、基本的なやり方については、現状のままでいきたいと考えております。

以上です。

◆北山委員 今、総務部長が御答弁されたことは、全くそのとおりです。

ただ、例えば50点以下、半分以下の点数だったら選定されないと言いましたけれども、1者しか応募していない状態で、その業者を選定しなかったら、空白になっちゃうわけですよ。再公募しなきゃならないわけです。

それで、最初から半分の点数もとれないような業者であれば当然論外なのですけれども、もう一回、手続を一からやり直すのはなかなか厳しいなということになって、仮に点数が余り芳しくない場合でも何とかとってもらわないと困るということで、気持ちも、少し加点しようかなというほうに傾くこともあるんじゃないかなと思います。

また、先ほどおっしゃったように、外部の選定委員もいるということですが、部長職を含めて、内部の委員が多くいまして、半分以上が内部の人間だったら、当然、内部の意向で固まってしまうということがあると思います。

ですから、その辺をクリアしようとするのであれば、外部委員を半数以上にさ

れるとか、今の点数の制度のあり方を見直すなど、根っこからの改革が要ると私は思いますが、そのこのところは、今、私の意見を言っても、多分、御答弁は変わらないと思います。

これから、公募された結果が全てでございますので、これらの施設について、果たして何者の手が挙がって、どういう業者に決まるのか、見ていきたいと思えます。また同じところになるのじゃないかなという気持ちもちよっとしますけれども、結果を見てから、もう一度、改めてお尋ねをしたいと思えます。

それでは、次に移ります。

大項目の3点目、総務費について、2款総務費、1項総務管理費、16目公害対策費、149ページの環境基本計画策定業務経費でございます。

環境と社会の密接な関係を築き上げて、良好な関係を新世代に引き継いでいくため、新年度に、第3次千歳市環境基本計画、実行年度は2021年度から2030年度になると思えますが、これを策定されると聞いております。

環境基本計画は、平成10年に定められた千歳市環境基本条例に基づいて、平成13年度に最初の計画が策定されまして、千歳市もISOの14001を取得するなど、これまでも取り組みを鋭意進めてこられたものと理解しております。

そこで、2点だけお伺いをしたいわけですが、次の3次計画に掲げる取

り組みの各項目について、恐らく、現計画と同じように基本的な目標を定めるのではないかなというふうに考えておりますが、その目標の設定方針と、成果指標、KPIのとり方について、現段階でどのようにお考えになっているか、お話しできる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

◎鈴木市民環境部長 お答えいたします。

新たな3次計画における目標の設定方針と成果指標のとり方についての御質問であります。

次期の3次計画の具体的な内容につきましては、今後検討していくこととなりますけれども、基本的な目標における成果指標、数値目標につきましては、市民、事業者、市が、それぞれの立場で、望ましい環境づくりを進めていく上での具体的な目標となりますことから、計画の進捗状況が明確で、わかりやすいものとなるよう定めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

2次の現計画を見せていただいたのですが、数値目標を掲げているところもかなりあるのですよね。ただ、その数値目標が何でそういう設定になっているのか、解説がなくて、いきなり何%にしていくという書き方になっていて、そもそもその何%が適当なのかということがよくわかりませんので、次期の計

画策定に際しては、その辺も十分加味した形で進めていただければと考えます。

それで、次に、市民の取り組みと事業者の取り組みという項目がございますが、市民の方、それから事業者の方々に実践していただくという部分が、この計画を実行する上で一番困難なことになるわけです。

計画書を一冊渡して、読んで、やってくださいと言ったって、絶対やるわけはなくて、これをどうやってかみ砕いて理解していただくか、そして実行していただくか、そこを工夫し、徹底して周知する必要があるのじゃないかなというふうに感じます。

その辺の具体的な周知方法について、今までの1次、2次の計画を推進してきた中で、感じているものとかアイデアなんかが今の時点であれば、その点もちょっとお示しをいただきたいと思います。

◎鈴木市民環境部長 第3次計画、新計画にかかわって、市民、そして事業者に対する働きかけといたしましょうか、示し方ですが、第3次環境基本計画におきましては、現計画と同様に、望ましい環境像を実現するために、市民と事業者、それぞれ取り組んでいただく項目をお示ししていくことが必要というふう考えております。

具体的には、例えば電気や水道の過度な利用を控えることとか、ごみの減量化

あるいはアイドリングストップなど、日常生活とか事業活動の中で実践が可能であること、省エネや省資源、二酸化炭素排出削減による地球温暖化防止などの環境配慮行動、こういったものを記載してまいりたいと考えておりますけども、内容につきまして市民や事業者に知っていただき、その上で行動していただくことが重要というふうに考えております。

ですので、これまでどおり、市のホームページとか広報紙による周知に加えまして、概要版の作成のほか、例えば見やすくして手元に置いて実践することができるリーフレット、こういったものの作成を通じて、より効果的な周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

今、部長がおっしゃった取り組み、周知方法については、これまでも、いろんな形で、温暖化対策としての二酸化炭素排出の抑制とか、水道や電気の節約などということはどうやってきたと思うのです。

ただ、地球環境という大義を市民に言っても、なかなか実践までに行かなかったというのが現実でございまして、それが自分たちに直接どう返ってくるのか、つまり、電気代や下水道代をこれぐらい節約すると、コスト的に幾らぐらい節約できるとか、家計にどういうふうに響いてくるのかということがはっきりわか

れば、アクションも全然変わってくるのじゃないかなと思います。

もし、今答弁されたようなリーフレットとか冊子みたいなものの作成を考えていらっしゃるのであれば、ぜひ、その辺なんかを考慮して、もうちょっと市民にとってインセンティブになるというか、やってみたいと思うような効果のあるものを期待したいと思います。その辺はいかがでしょうか。

◎鈴木市民環境部長 お答えいたします。

計画の策定は平成31年度と32年度の2カ年を予定しておりまして、これには、公募による市民とか、専門的なノウハウを持つコンサルも入りますけれども、環境審議会などを経て、いろんな議論をいただいて策定してまいりたいと思っています。

当然、その中では、先ほど言った数値目標なども定めてまいりますので、その達成に向け、周知方法も含めて、どのような方策が効果的なのか、よく議論していただき、できる限り多くの手を尽くして、その辺の数値について向上できるような施策を図ってまいりたいというふうに考えております。

◆北山委員 ありがとうございます。期待しております。

それでは、次に、大項目の4の教育費のほうに移ってまいります。

10款教育費、6項保健体育費、3目体育振興費、329ページの温水プール改修事業費、1億68万8,000円についてお伺いをいたします。

新年度予算によりまして、流通3丁目にございます千歳市温水プールの改修をするとお聞きしております。

この施設は、新千歳空港の24時間運用に向けた地域振興策の目玉として、航路直下13町内会で構成する、新千歳空港の24時間運用を巡る千歳市地域協議会の総意に基づいて建設され、平成10年の7月に運用が開始されております。ほかにも、消防署の祝梅出張所とか住吉交番の設置などといったものが、地域振興策の要望の中で実現したというように記憶をしております。

しかしながら、先日、この地域協議会に参加されているメンバーの方から、今般の改修工事に関して、今月の9日に開かれた地域協議会において、初めて、実施されるということを知った、新聞記事によれば工事は来月から着工予定となっているけれども、平成30年度中に実施設計がされていたにもかかわらず、地域協議会に諮られていなかった、知らなかったという話を伺いました。

このことについて、地域の方々は大変憤りを感じておられて、次の地域協議会できちんと決議をするまで、事業の執行を中止すべきじゃないかという厳しい声も出ております。この点については、私も甚だ疑問を感じるところです。

そこで、幾つかお伺いをしたいと思います。

まず、今回の改修事業が必要となった経過、そして事業の概要とともに、どの部分に、どれだけの経費を要するのかということをお伺いしたいと思います。

す。

◎小田観光スポーツ部長 お答えいたします。

今般の温水プール改修事業の概要と経費の内訳といったことでございます。

初めに、改修事業の概要でございますけれども、千歳市温水プールは、開設から20年が経過いたしまして、経年劣化等により、建物や設備等が老朽化していることから、利用者にとって安全で快適な環境を確保するため、本年度実施した建物全体の老朽化調査の結果を踏まえまして、優先順位の高い外壁改修を主として、休憩室の改修やトイレの洋式化等の改修工事の実施と、利用者の利便性を向上させるために、多目的ホールに設置しているテーブル、椅子の設置台数の増加などを図るものでございます。

次に、経費の内訳ということでございますけれども、平成31年度予算の温水プール改修事業費1億68万8,000円については、工事請負費として1億10万円、備品購入費として58万8,000円を計上しているところであります。

この工事請負費の内訳につきましては、外壁改修に約6,190万円、休憩室の改修に約70万円、トイレの洋式化に約280万円、その他改修といたしまして約200万円、諸経費及び消費税などを含めた金額となっております。

備品購入費の内訳につきましては、4人用のテーブルを2台、2人用のテーブルを2台、椅子を12脚購入することとなっております。

以上であります。

◆北山委員 わかりました。

それで、今回改修の対象となっている、もともと和室だった休憩室につきましては、当初、この地域協議会に参画する町内会からの要望で、町内会の方も集える団らんの場所として設計の中に加えられたというふうに聞いております。

それを、今回、洋室化するというところでございますが、この休憩室の改修につきましては、どなたの要望によって改装することになったのか、また、その利用目的、それから改修の必要性について、お伺いをしたいと思います。

◎小田観光スポーツ部長 お答えいたします。

休憩室改修の意図と必要性といったことでございますけども、2階の休憩室は、今、委員からお話があったように、施設の利用者が休む場所と地域の方の懇談の場所といった側面を持って設置したところであります。

現状で20年経過いたしまして、畳自体のへこみとか、ささくれなどがありまして、利用者や地域の方からも改修の要望が寄せられおり、利用者の安全性や利便性の向上を図るため、今般の改修事業で改修を実施するといったものでございます。

以上であります。

◆北山委員 今の御答弁の中で、要望したのは地域の方々や利用者だというお

話でありましたが、温水プールも指定管理施設ですから、私は、平成28年度の指定管理者のモニタリング結果を読みました。少なくとも、それを読む限り、休憩室の改修をしてほしいとかということは書いていなかったように思います。

今、市民要望という御答弁でしたので、どのような手法でそれを把握されたのか、施設のほうでの来場者アンケートなのか、その辺はどういう手順だったのか、教えてください。

◎小田観光スポーツ部長 お答えいたします。

指定管理者と担当のスポーツ振興課では、常に、施設の運用に関して意見交換を行っております。その中で、指定管理者が利用者から直接聞いたお答え、それから、我々が現地に行って利用者から聞いたお話、そういったものから、利用者の意図を酌み取ったところでございます。

◆北山委員 要望の内容及び要望を出された人数について、表に出せるような資料はございますか。

○五十嵐委員長 暫時休憩します。

(午後1時50分休憩)

(午後1時50分再開)

○五十嵐委員長 再開します。

◎小田観光スポーツ部長 その要望等につきましては、利用者からのアンケートには記載されておりませんでしたから、人数的に何人からお話を伺ったとか、そういった数値的なものは持ち合わせておりません。

◆北山委員 さっき、指定管理者の件で、るるお尋ねをしたら、モニタリング結果での利用者の意見を反映して、次の公募に際しての基礎データにされて事業を進めるという御答弁がありましたけれども、今回のようなことは、そういうデータに基づいて行われるものじゃないかなと思うわけですよ。指定管理施設ですから、当然、そういう利用者の意見を聞いているわけです。

一方では、さっきも言いましたように、例えば図書館でトイレをふやしてほしいとかカフェをつくってほしいという意見があっても、取り上げられていません。もちろん、予算の関係がありますし、言っている方が1人や2人であれば、大多数ということでもないのです、そのままスルーされることもあると思うのです。

ただ、今のお話のように、モニタリング結果の中に入っていないし、要望した人数も把握していないけど、必要だと思ったので、市はやることにしたというのは、市民ニーズの把握と全然関係ないと思うのです。

だったら、要望する人が1人でも、やるのかという話ですよ。カフェを設置してくださいと、1人でも声の大きい方が言ったら、じゃあ、やるかなという話

になるのかならないのか、その辺の基準が非常に曖昧だなという感じがいたします。

これは地域の方の関心もありますので、もう一回、その辺のいきさつをお伺いしたいと思います。

◎小田観光スポーツ部長 お答えいたします。

モニタリング結果の取り扱いも含めてのお話だと思いますけども、我々は、モニタリング結果だけではなくて、先ほど申し上げたとおり、常に、施設管理者との意見の共有、意見のやりとりをしております、その中で、指定管理者の方が、アンケート以外の部分で、多くの方々から直接お話を伺っているといったことを聞いておりますし、私たちも、現地に直接行って、そういったお話を伺っているところでございます。

そういった観点から、我々としては、モニタリング結果のアンケートの中にはなかったけれども、利用者の要望として捉えたということでございます。

◆北山委員 外壁の補修はわかります。それは、しないと安全にかかわりますから、当然、施設の所有者である市が、言われたら、予算措置をしてやるべきだと思います。

ただ、それ以外の部分につきましては、例えば多目的ホールの椅子の配置もそうですし、今言っている休憩室の改修もそうですけれども、指定管理者のほうが

要求したもので、それ自体が協定書とかの中に入っているようなものでなければ、指定管理者の経費でやらしてもらえばよいのじゃないですか。

あるいは、次回の公募の時期まで待って、そのときに改めてその部分を含めて提案してくれる事業者を募って、事業者のほうでそれができないのであれば、施設の所有者である市がやるという議論ならわかりますけれども、モニタリングの結果に応じないで、指定管理者から言われたから施設改修をやるということであれば、先ほども言いましたように、やっぱり、何のための指定管理者制度なのだという話になっちゃうわけですよ。

今回の指定管理者の選定が単なる業務管理委託じゃないのかという疑念がどうしても出てきてしまうので、今後、そのところははっきりとしていただきたいなと思いますが、その点はいかがですか。

○五十嵐委員長 暫時休憩します。

(午後1時55分休憩)

(午後1時55分再開)

○五十嵐委員長 再開します。

◎伊賀企画部長 市といたしまして、温水プールにつきましては、新千歳空港の24時間運用をめぐる地域振興対策の一環として開設されたことは十分に認識

しているところでございます。

お話がありました今回の改修事業につきましては、平成27年8月に、深夜、早朝の発着枠の30枠への拡大に係る町内会との覚書を締結した際、温水プールのリニューアルに関しては、今後、機能のあり方や必要性などを含めて、市を中心に対応を検討するとしておりますことから、市が主体となって進めることといたしました。

これまでの地域協議会での御意見として、休憩室の畳の改修、トイレの洋式化、休憩室の椅子、テーブルの設置数の増加、廊下、歩行回廊の設置、トレーニング機器の更新などの御要望がございましたことから、市の内部で検討して、これらの事業化を図ったという状況でございます。

以上でございます。

◆北山委員 これが地域協議会からの要望ということだったら、すんなり落ちるのですよ、もともと地域協議会の要望で建てた建物ですから。

そういうニーズがあることを把握されていたのであれば、なおさら、最初から、地域協議会に事業の概要を全部説明して、こういうことを考えているけれども、進めてよろしいでしょうかと聞いて、内諾といいますか、協議会の場できちんと決議をとって進めるべきだったのではないかなと思います。ただ、本日は、時間もないので、この件についてはこれ以上触れません。

最後に、地域協議会を軽視した今回の事業化の手続については、先ほども申し上げましたけれども、地域の皆さんは大変怒っていらっしゃるということであり、私も、大変遺憾だなと感じるところですが、市は、地域協議会の重要性をどのように考えて、今後における対応をとろうとお考えになっているのか、改めて市の姿勢をお伺いしたいと思います。

◎伊賀企画部長 地域協議会の状況でございますけど、私も、今回の地域協議会の勉強会に出席をいたしまして、状況等をつぶさに確認しております。

今回の施設の改修につきましては、これまでも地域協議会の中でリニューアルに関する御発言があって、それを踏まえて進めることとしたという御説明をした後、外壁とかタイルの改修という大規模な改修であることから、平成31年度予算の議決前ではありますが、3月9日に開催された勉強会において情報提供をさせていただいたところでございます。

地域協議会等の開催が通常は年2回でありまして、市の新年度事業の実施決定時期が1月末という状況の中で、今回、事業実施の決定についての地域協議会への御説明が3月の勉強会ということになりましたけれども、市といたしましては、最短の期間で皆様に御説明申し上げたと考えております。

道の予算を持ってくるという状況の中で、かなり時間を費やしたといった事実もございまして、やっと予算化にこぎつけたということでございます。そうい

うこともありましたことから、最短の期間で、地域協議会の勉強会において御説明をさせていただいたという経過になります。

それで、先ほど委員から御指摘がありましたけれども、その中で御説明を申し上げましたときに、新年度の事業を抑えようという御発言も特になかったことから、当方としては、説明済みと確認をさせていただいたところでございます。また、各委員の皆さんからも、それはならぬという発言はなかったところでございます。

今後、市といたしましては、説明のあり方等につきまして、丁寧に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◆北山委員 終わります。

○五十嵐委員長 これで、北山委員の質疑を終わります。